

総括調査票

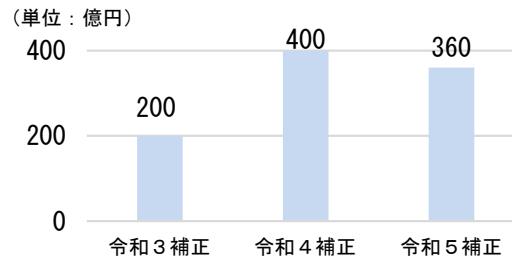
調査事案名	(1) デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ・地方創生推進タイプ(うち移住・起業・就業型))			調査対象 予算額	令和4年度(補正後) : 93,223百万円の内数ほか (参考 令和6年度予算 : 55,223百万円の内数)	ほか ・(目) デジタル田園都市国家構想推進交付金 40,000百万円 ・(目) 地方創生推進交付金 53,223百万円
府省名	内閣府		会計	項	地方創生支援費ほか	調査主体
組織	内閣本府ほか	目		デジタル田園都市国家構想推進交付金ほか	取りまとめ財務局 (福岡財務支局)	

①調査事案の概要

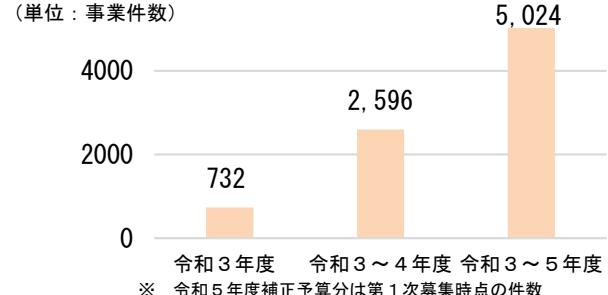
【事業概要 デジタル実装タイプ 令和4年度補正(第2号) : 40,000百万円の内数ほか(参考 令和6年度予算:一)】

デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプは、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、他地域等で既に確立された優良モデル・サービスを活用して迅速な横展開を行う事業や、オープンなデータ連携基盤を活用する他地域のモデルケースとなり得る事業に取り組む地方公共団体を支援するため、令和3年度補正予算から創設された。デジタル実装タイプ創設から3年が経過し、これまで約5,000件もの事業(1事業当たり平均約1,600万円)を支援してきていることを踏まえ、その効果的かつ効率的な支援のあり方について検証する。

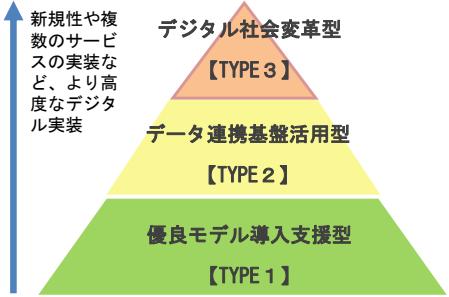
【図1】デジタル実装タイプの予算の推移



【図2】デジタル実装タイプの累計支援事業数



【図3】デジタル実装タイプについて



【問題意識】

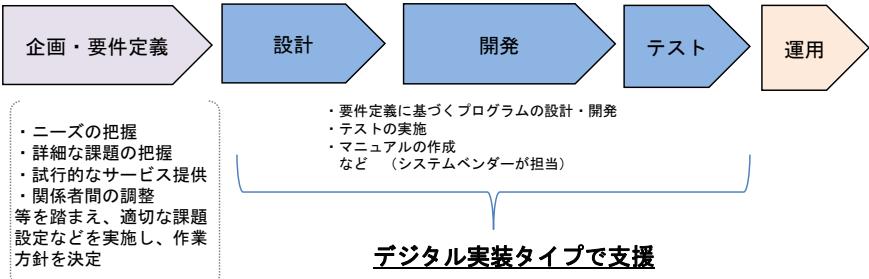
1. 課題やニーズの把握 実装したサービスが住民に活用されないなど、想定した効果を得ていないケースが発生していないか。特に、デジタル実装タイプは、システム導入プロセスのうち、詳細設計からテストまでのシステム開発・実装のプロセスを支援の対象としているが【図4】、課題やニーズを把握し、そもそもデジタル化の必要性があるかなどの事前検討プロセス(企画・要件定義)が十分に行われているか。

2. 調達手続の妥当性 隨意契約や企画競争入札(プロポーザル)の応札状況などから見て、十分な競争原理の下で調達が行われているか。また、仕様書の作成状況や適切な見積書を複数徴求しているかなど、調達手続は妥当か【図5】。

3. 優良事業への支援の重視度 支援事業は、交付金の趣旨に沿った優良モデルの導入支援となっているか。また、好事例の横展開等のためにサービスカタログやモデル仕様書が作成されているが、目的どおりの機能を発揮しているか。

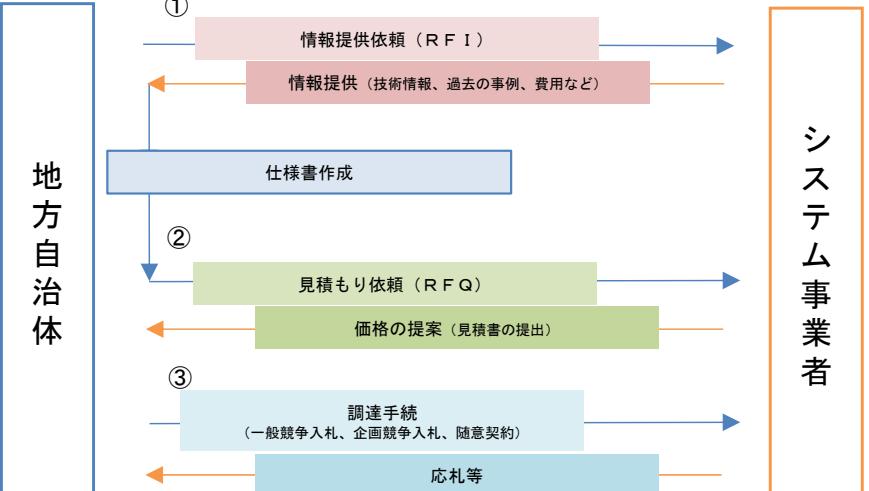
4. 見える化の推進 自治体へのデジタル実装支援に係る経費等の公表状況は十分か。また、システム調達については、公共事業等のように、目線となる単価が設定されておらず、妥当な価格かの判断が困難である中で、自治体は、どのような情報が公表されていると有意義と考えているか。

【図4】システム導入のプロセス



デジタル実装タイプで支援

【図5】システム調達手続の一般的な流れ(抜粋)



論点

システム事業者

総括調査票

調査事案名 (1) デジタル田園都市国家構想交付金 (デジタル実装タイプ・地方創生推進タイプ (うち移住・起業・就業型))

②調査の視点

1. 課題やニーズの把握

想定した効果を得ているか把握するため、KPIの達成状況について調査を行った。

また、デジタル実装において重要と考えられるポイントについてヒアリングを行った。

1. 課題やニーズの把握

③調査結果及びその分析

④今後の改善点・検討の方向性

1. 課題やニーズの把握

効果的なデジタル実装を支援するため交付金を活用したデジタル実装前の十分な事前検討を必須とする制度設計とすべき。

具体的には、交付金申請前の

- ・地域も含めた部局横断的な体制構築と中期計画等による全庁的な意思決定

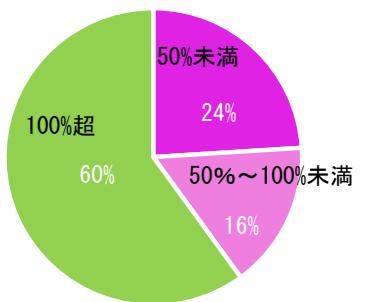
- ・利用者（住民等）へのニーズ調査や市民の理解を得るための取組

- ・実証実験・モデル事業の実施等を交付金の申請要件とすべき。

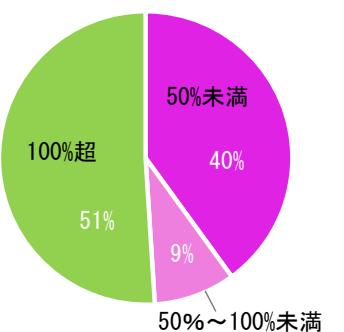
また、実施している事業のKPIの実績等を公表するとともに、KPI指標が達成されていないにもかかわらず、拡充等のための事業を引き続き採択する場合には、その原因分析を行い、継続して事業を支援・実施する理由等を公表すべき。

【図6】デジタル実装タイプのKPI達成状況 (※)

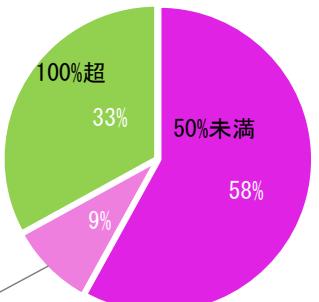
<令和3補正全事業>



<令和3補正TYPE 2/3事業>



【図7】TYPE 2/3事業のうち令和3年度から令和5年度まで3年連続で本交付金を活用している事例のKPI達成状況 (※)



【表1】デジタル実装において重要と考えられるポイント (ヒアリングにおける主な意見)

- 交付金活用前の助走期間（基本設計・要件定義）に十分な時間をかけ、解決すべき課題やニーズ把握、関係者調整等を行うことが重要である
- デジタル実装に際しては、実装に向けた開発段階の前に、①検討段階（地域課題や市民ニーズの整理）、②実証段階（サービスの実証実験）といったステップを踏むことが重要である
- 交付金申請前に、県や市における中期計画策定が行われ、その段階で、部局横断的に、課題やどのようなシステムが必要かを議論し、意思決定していたことから実装がスムーズに進んだ
- 事業がうまくいった要因の一つは、デジタル実装タイプの交付金申請前から、実証実験の実施や地域の関係事業者との連携体制を構築するなど、事前に十分な検討を実施したことが挙げられる
- 事前検討を十分に行っていない中で、トップダウンで交付金を活用する方針が決まり、単年度でのデジタル実装という制約がある中、十分な検討・調整期間がないまま、交付金の申請を行ったケースがある
- 部局横断的な体制が構築できず、縦割りの議論に陥り、企画・検討がうまく進まなかつた

【調査対象年度】
令和3年度

【調査対象先数】
総数：732事業

※ サービスの利用率や利用人数など、サービスの利用実績に関するKPI指標の達成状況について分析

総括調査票

調査事案名	(1) デジタル田園都市国家構想交付金 (デジタル実装タイプ・地方創生推進タイプ (うち移住・起業・就業型))																																																																																														
②調査の視点	③調査結果及びその分析																																																																																														
2. 調達手続の妥当性 (1)	2. 調達手続の妥当性 (1)																																																																																														
<p>システム調達に当たって、十分な競争原理の下で適切な調達が行われているかについて調査を行った。</p>																																																																																															
<p>(1) 調達手続の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ デジタル田園都市国家構想交付金を活用したデジタル実装について、調達前に事業者に情報提供依頼 (RFI) を徴求していない事業が半数以上であり、見積書を取り寄せた数については、未実施又は1者のみが約7割と大宗を占めた【図8】。契約実態については、約5割の調達が随意契約で、競争入札を実施していたとしても1者応札である割合がおよそ4割であり、随意契約と合わせれば全体の約7割で調達への参加者が1者しかいなかった【図9】。 ○ 仕様書の作成状況については、事業者が仕様書の作成に関与している割合が約7割であり【図10】、そのうち、仕様書作成に関与した事業者にそのまま発注されているケースが約9割だった【図11】。 ○ こうした中で、見積書等を多く徴求している自治体ほど応札者数が多く、かつ仕様書の作成に関与した事業者が調達先となった割合が低いなど、競争的な環境の下で調達を行っていることがうかがわれた【図12、13】。 																																																																																															
<p>【図8】見積書を取り寄せた数</p> <table border="1"> <caption>【図8】見積書を取り寄せた数</caption> <thead> <tr> <th>応札者数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1者のみ</td> <td>61%</td> </tr> <tr> <td>2者</td> <td>16%</td> </tr> <tr> <td>3者</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>4者以上</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>未実施</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【図10】仕様書の作成状況</p> <table border="1"> <caption>【図10】仕様書の作成状況</caption> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自治体のみで作成</td> <td>33%</td> </tr> <tr> <td>事業者が作成</td> <td>55%</td> </tr> <tr> <td>自治体が事業者の協力を得て作成</td> <td>12%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【図12】見積書を取り寄せた数と応札者数</p> <table border="1"> <caption>【図12】見積書を取り寄せた数と応札者数</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">見積書取り寄せ数</th> <th colspan="6">応札者数</th> </tr> <tr> <th>随契</th> <th>1者</th> <th>2者</th> <th>3者</th> <th>4者以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1者</td> <td>69%</td> <td>15%</td> <td>7%</td> <td>4%</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>2者</td> <td>30%</td> <td>25%</td> <td>29%</td> <td>7%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>3者</td> <td>21%</td> <td>15%</td> <td>21%</td> <td>26%</td> <td>16%</td> </tr> <tr> <td>4者以上</td> <td>21%</td> <td>10%</td> <td>19%</td> <td>13%</td> <td>36%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【図9】調達時の応札者数</p> <table border="1"> <caption>【図9】調達時の応札者数</caption> <thead> <tr> <th>応札者数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>随意契約</td> <td>53%</td> </tr> <tr> <td>1者のみ</td> <td>17%</td> </tr> <tr> <td>2者</td> <td>13%</td> </tr> <tr> <td>3者</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>4者以上</td> <td>9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【図11】事業者が仕様書の作成に関与した場合の調達先は当該事業者か</p> <table border="1"> <caption>【図11】事業者が仕様書の作成に関与した場合の調達先は当該事業者か</caption> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YES</td> <td>86%</td> </tr> <tr> <td>NO</td> <td>14%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【図13】見積書を取り寄せた数と仕様書作成状況の関係</p> <table border="1"> <caption>【図13】見積書を取り寄せた数と仕様書作成状況の関係</caption> <thead> <tr> <th>見積書取り寄せ数</th> <th>が調達先となつた割合をした事業者</th> <th>うち仕様書作成に関与した割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1者</td> <td>92%</td> <td>73%</td> </tr> <tr> <td>2者</td> <td>82%</td> <td>64%</td> </tr> <tr> <td>3者</td> <td>71%</td> <td>62%</td> </tr> <tr> <td>4者以上</td> <td>58%</td> <td>60%</td> </tr> </tbody> </table>							応札者数	割合	1者のみ	61%	2者	16%	3者	10%	4者以上	7%	未実施	5%	状況	割合	自治体のみで作成	33%	事業者が作成	55%	自治体が事業者の協力を得て作成	12%	見積書取り寄せ数	応札者数						随契	1者	2者	3者	4者以上	1者	69%	15%	7%	4%	5%	2者	30%	25%	29%	7%	10%	3者	21%	15%	21%	26%	16%	4者以上	21%	10%	19%	13%	36%	応札者数	割合	随意契約	53%	1者のみ	17%	2者	13%	3者	8%	4者以上	9%	状況	割合	YES	86%	NO	14%	見積書取り寄せ数	が調達先となつた割合をした事業者	うち仕様書作成に関与した割合	1者	92%	73%	2者	82%	64%	3者	71%	62%	4者以上	58%	60%
応札者数	割合																																																																																														
1者のみ	61%																																																																																														
2者	16%																																																																																														
3者	10%																																																																																														
4者以上	7%																																																																																														
未実施	5%																																																																																														
状況	割合																																																																																														
自治体のみで作成	33%																																																																																														
事業者が作成	55%																																																																																														
自治体が事業者の協力を得て作成	12%																																																																																														
見積書取り寄せ数	応札者数																																																																																														
	随契	1者	2者	3者	4者以上																																																																																										
1者	69%	15%	7%	4%	5%																																																																																										
2者	30%	25%	29%	7%	10%																																																																																										
3者	21%	15%	21%	26%	16%																																																																																										
4者以上	21%	10%	19%	13%	36%																																																																																										
応札者数	割合																																																																																														
随意契約	53%																																																																																														
1者のみ	17%																																																																																														
2者	13%																																																																																														
3者	8%																																																																																														
4者以上	9%																																																																																														
状況	割合																																																																																														
YES	86%																																																																																														
NO	14%																																																																																														
見積書取り寄せ数	が調達先となつた割合をした事業者	うち仕様書作成に関与した割合																																																																																													
1者	92%	73%																																																																																													
2者	82%	64%																																																																																													
3者	71%	62%																																																																																													
4者以上	58%	60%																																																																																													
④今後の改善点・検討の方向性	<p>2. 調達手続の妥当性 (1)</p> <p>特定の事業者ありきの調達を避け、十分な競争原理の下で適切な調達がなされるよう、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数事業者への情報提供依頼や複数の見積書取得の義務化 ・原則、競争入札を実施することを要件化 ・仕様書や落札事業者(調達先)を公表するとともに、仕様書の作成に関与した事業者名の見える化等を行うべき。 																																																																																														

総括調査票

調査事案名 (1) デジタル田園都市国家構想交付金 (デジタル実装タイプ・地方創生推進タイプ (うち移住・起業・就業型))

②調査の視点

2. 調達手続の妥当性 (2)

システム調達に当たって、十分な競争原理が働く環境の下で、適切な調達が行われているかについて調査を行った。

③調査結果及びその分析

2. 調達手続の妥当性 (2)

(2) 見積書及び仕様書の状況

- デジタル実装タイプを活用した調達に係る実際の見積書を調査したところ、内容に大きなバラツキが見られた。新たなシステム・サービスの導入にもかかわらず、全く内訳が示されておらず、価格の妥当性の判断が困難であると思われる見積書が見受けられた【図14】。実際に、約2割の自治体は、具体的な見積りの内訳を事業者に求めていないとの回答であった。
- 情報システムの整備・運用等に係る見積りについては、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック」(デジタル庁)において紹介されている「情報システムの調達に係る見積標準」(一般社団法人経済調査会)において、事業者間の見積りの比較や過去の調達事例との比較検証を容易とするため、見積書の標準書式を示している【図15】が、こうした書式に沿って、作業区分ごとに数量・工数・技術者ごとの単価が積み上げて記載されている見積書を取得しているのは一部の自治体に限られていた。

【図14】内訳がない見積書のイメージ

見積書	
委託業務名	○○市△□導入業務
見積金額	¥ 5,000,000円

	数量	単位	単価	金額
部品調達費用	1	一式	–	2,456,000円(税抜)
システム構築、導入、運用及び保守費用	1	一式	–	6,044,000円(税抜)
		合計見積金額		8,500,000円(税抜)

【図15】「情報システムの調達に係る見積標準」において示されている見積書のイメージ

○○システム整備業務見積書(総括表)						
経費区分	システム名	作業区分	見積価格(税込)		摘要	
設計経費	○○アプリケーション	ソフトウェア開発(設計)	2,281,772		見積内訳書(1)	
開発経費	○○アプリケーション	ソフトウェア開発(開発)	2,077,181		見積内訳書(2)	
テスト経費	○○アプリケーション	ソフトウェア開発(テスト)	1,575,326		見積内訳書(3)	
		合計(税込)	5,934,279			

○○システム整備業務見積内訳書(1)						
区分	作業項目	詳細項目	種類区分	単位	数量	単価(円)
作業料金	要件定義	システム・ソフトウェア要件定義	プロジェクトマネージャ	人月	0.140	1,046,000
			リーダ	"	0.269	917,000
			サブリーダ	"	0.072	833,000
			メンバ	"	0.009	738,000
小計						1,987,066
直接経費	旅費・交通費		式	1	87,273	87,273
			小計			2,281,772

○○システム整備業務直接経費内訳書(1)					
出張者	出張先	航空経費	その他交通費	合計	備考
○○△□	○○府舎	0	24,000	24,000	
○○△△	△△府舎	0	63,273	63,273	
	小計			87,273	

④今後の改善点・検討の方向性

2. 調達手続の妥当性 (2)

業者間での見積り比較や過去の調達事例の検証を行い、妥当性を判断した上で適切な発注がなされるよう、見積書の取得に際して、具体的な見積りの内訳を求めることを義務化すべき。

その際には「情報システムの調達に係る見積標準」に沿って、作業区分ごとの詳細な内訳が記載された見積書を参考とすべき。

総括調査票

調査事案名 (1) デジタル田園都市国家構想交付金 (デジタル実装タイプ・地方創生推進タイプ (うち移住・起業・就業型))

②調査の視点

3. 優良事業への支援の重点化等

交付金の趣旨である優良事例の横展開と考えられる事業への支援となっているか。

また、好事例の横展開等のために作成されているカタログ及びモデル仕様書に係る自治体の意見を調査するとともに、自治体が独自に取り組んでいる好事例について調査を行った。

③調査結果及びその分析

3. 優良事業への支援の重点化等

- デジタル実装タイプは、他地域等で既に確立された優良モデル・サービスを活用して横展開を行う事業等を支援することを目的としているが、単なる既存システムのリニューアルや経費の大部分がWi-Fiルーター等の電子機器の購入に充てられている事業が散見されるなど、優良モデルへの支援という趣旨に沿ったものか判然としない事業が見られた。また、学校における電子機器の大量購入など、他の既存補助金との整理が必要と考えられる事業や、コンビニ交付サービスの導入など同様のシステムを各自治体で個別に整備している事業への支援も散見された【表2】。

【表2】優良モデル・サービスの横展開を行う事業等として支援している事業の例

《優良モデルへの支援という趣旨に沿っているか判然としない事業の例》

- ・自治体ホームページのリニューアル
- ・学校回線拡幅による学校ネットワーク回線の改善
- ・Wi-Fiルーターの購入
- ・自動芝刈機の購入
- ・eスポーツイベントの開催
- ・住民にアレクサ専用端末を配布

《他省庁の補助金との整理が必要と考えられる事業の例》

- ・学校における電子機器の購入等 (GIGAスクール支援との整理)
- ・スマート農機具の購入 (農水省補助金との整理)
- 等

《各自治体で個別に同様のシステムを整備していると考えられる事業の例》

- ・各種証明書コンビニ交付サービス
- ・要介護認定調査業務のデジタル化
- ・子育て支援アプリ

- 好事例の横展開等のために作成されているサービスやシステムカタログ及びモデル仕様書について、現在は、事業者から掲載希望があり、かつ複数の自治体が導入したシステムを単に掲載しているが、自治体からは、導入自治体の評価を反映すべきなど、以下のような改善点の指摘があった【表3】。

【表3】カタログ及びモデル仕様書の改善点 (自治体からの主な意見等)

- 導入効果や導入自治体の評価が反映されておらず、導入を検討すべきか判断できない。導入自治体からの評価等を重視して掲載するシステムを選定し、その効果や評価を掲載すべき。
- 示されている金額やスペックがどの程度の導入規模で試算されたか分からず、適正規模が判断できない。自治体規模や利用見込数等に応じた基本価格や推奨されるスペック、費用対効果等を示すべき。
- 同一サービスに複数のシステムが掲載されているが、システムごとの概要や特徴等が比較可能ではないため、長所・短所を整理してほしい。概念図等もつけてほしい。
- モデル仕様書で示しているそれぞれの機能の効果やコストが示されておらず、導入検討時に取捨選択できない。
- モデル仕様書を活用する場合でも、約2割の自治体が随意契約による調達方式を予定

- 自治体によっては、ベンダーロックイン等にならず適切な競争が働くよう、調達手続を工夫している好事例が見られたが、こうした取組みの横展開は図られていない【表4】。

【表4】自治体における調達手続の工夫の好事例 (自治体からの主な意見)

- 開発事業者にシステムの要件定義や設計書、ソースコード等を納品させる契約を締結し、運用・保守会社を選定する際に当該要件定義等を公開すること等により、開発事業者以外が参入しやすい環境を整備している。
- 県内の複数自治体等が共同利用する協定を締結することにより割引価格で調達を実施している。
- 調達システムのミスマッチを防ぐため、候補システムのデモ操作の結果も踏まえた仕様書の作成や選定評価を実施している。

④今後の改善点・検討の方向性

3. 優良事業への支援の重点化等

他の補助金との関係を整理して厳格化するとともに、交付金の趣旨に沿った優良事例の横展開への支援がなされるよう、モデル仕様書の対象事業や重複投資を回避することを目的とした共通SaaSの導入等の優良事例に支援を重点化すべき。

カタログ及びモデル仕様書については、自治体からの意見等を踏まえ、

- ・導入自治体による評価等を踏まえた掲載システムの選定
- ・導入自治体の評価等や、自治体規模等に応じた標準価格やスペック、システムごとの特徴等の掲載
- ・モデル仕様書が示す機能の目的やコストの明示
- ・モデル仕様書活用による加点要件として以下を追加

- ① 実装前の十分な事前検討を促すため、モデル仕様書を活用した情報提供依頼の複数実施
- ② 価格や企画内容を踏まえた競争を促すため、原則競争入札の実施等を行うべき。

更に、自治体の調達における好事例についても取りまとめて公表し、横展開を促していくべき。

総括調査票

調査事案名 (1) デジタル田園都市国家構想交付金 (デジタル実装タイプ・地方創生推進タイプ (うち移住・起業・就業型))

②調査の視点

4. 見える化の推進

デジタル実装支援に係る経費等の公表状況や、自治体が調達に当たって把握したい情報について調査を行った。

③調査結果及びその分析

4. 見える化の推進

- デジタル田園都市国家構想交付金の地方創生推進タイプは、事業概要や事業費総額だけではなく、経費の詳細な内訳やKPIの達成状況等のPDCAに係る情報の公表が義務付けられているが、デジタル実装タイプはこれらの公表が義務化されていない【図16】。また、令和6年1月から、効果的なデジタル実装の計画策定や取組を支援することを目的として、デジタル田園都市国家構想データ分析プラットフォーム（RAIDA）において、自治体ごとのデジタル実装事例が公表されたが、依然として、経費の詳細な内訳等は公表されておらず、十分な情報が掲載されているとは言いがたい【図17】。
- また、システム調達については、公共事業等のように、目線となる単価が設定されておらず、妥当な価格であるかの判断が困難なことから、自治体からは、デジタル実装を検討するに当たって、他の自治体の調達時の仕様書や調達価格・調達先などの調達情報等が公表されていると有意義であるとの意見が多かった【図18】。

【図16】デジタル田園都市国家構想交付金における公表事項

事業概要	事業費用	KPI			事業の現況や課題	効果検証の結果	事業の見直し内容
		指標	目標	実績			
地方創生推進タイプ	○	○	○	○	○	○	○
デジタル実装タイプ	○	○	×	×	×	○	×

経費の詳細・実績が公表されていない

PDCAに係る情報が公表されていない

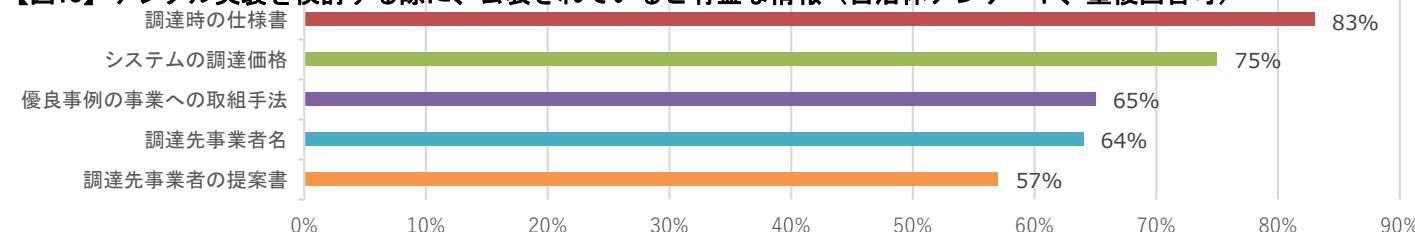
【図17】RAIDAによる公表例

東京都のデジタル実装事例

全国のデジタル実装事例>

分野	サービス分類	事業名	事業規模	実装TYPE	採択年度
交通・物流	運転免許認知機能検査のデジタル化	認知機能検査用タブレット端末の導入	23,815千円	TYPE 1	2022
事業概要					
75歳以上の運転免許保有者が免許更新時に義務付けられている認知機能検査について、今後増加する高齢免許保有者の良好な免許更新環境の整備に対応するため、現在紙ベースで行っている検査をタブレットを用いた検査にすることで、検査関係事務の効率化及び受験者の負担軽減を図る。					

【図18】デジタル実装を検討する際に、公表されていると有益な情報（自治体アンケート、重複回答可）



④今後の改善点・検討の方向性

4. 見える化の推進

既に実装されているRAIDAも活用しつつ、地方創生推進タイプと同様、デジタル実装タイプについても、経費の詳細・実績等やKPIの達成状況等のPDCAに係る情報の公表を義務化すべき。

また、地方自治体のデジタル実装を後押しする観点から、仕様書や、調達価格・調達先等の調達情報等も公表すべき。

総括調査票

調査事業名	(1) デジタル田園都市国家構想交付金 (デジタル実装タイプ・地方創生推進タイプ (うち移住・起業・就業型))																																																																																																																																																																																																																																																	
①調査事業の概要																																																																																																																																																																																																																																																		
【事業概要 地方創生推進タイプ (うち移住・起業・就業型) 令和4年度: 53,223百万円の内数ほか (参考 令和6年度: 55,223百万円の内数)】																																																																																																																																																																																																																																																		
<p>デジタル田園都市国家構想交付金地方創生推進タイプの移住・起業・就業型は、東京23区内に在住又は通勤する対象者が、東京圏外(※)へ移住し、かつ以下の要件を満たす場合に、移住先の自治体が移住支援金を支給することを支援 (国庫補助率1/2) するものである。</p> <p>○対象者: 過去10年間で通算5年間以上かつ直近1年間で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 東京23区内に在住している者 ② 東京23区外の東京圏から東京23区内へ通勤している者 <p>○要件: 以下のいずれかを満たし、かつ移住先に5年以上居住すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 移住先で中小企業等へ就業し、その後1年間勤務 (以下「就業タイプ」という。) ② 移住先で起業 (以下「起業タイプ」という。) ③ 移住先で就業・起業するのではなく、テレワークにより移住前の業務を継続 (以下「テレワークタイプ」という。) その際には、移住先で生活し、仕事をすることを想定 (移住先で週3日以上を目安にテレワークを実施) ④ 移住先の市町村が関係人口として認める者 (以下「関係人口タイプ」という。) <p>※「東京圏」とは、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のうち条件不利地域を除く地域</p>																																																																																																																																																																																																																																																		
<p>地方へ移住 (東京23区在住者又は23区への通勤者が移住)</p> <p>地域の中小企業等への就業やテレワークで移住前の業務を継続等</p> <p>最大100万円 世帯: 最大100万円 単身: 最大60万円</p> <p>地域課題解決に資する社会的事業を起業</p> <p>最大300万円 (最大100万円+200万円※) ※別途地方創生起業支援事業により支援</p> <p>※18歳未満のこどもを帯同して移住する場合には、こども一人あたり最大100万円を加算 (R5拡充)</p>																																																																																																																																																																																																																																																		
<p>◆「わくわく地方生活実現会議」報告書～自ららしい生き方を地方に求めて～ (平成30年6月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京一極集中を是正するため、地方において、中枢中核都市や小規模な市町村などの地域特性を生かして、若者にとって魅力のあるしごとや暮らしの環境をつくり、ひと呼び込むような施策を強化することが課題である。 ○ 若者を中心としたU・I・Jターンの拡大、女性や高齢者等の活躍の推進、外国人材の活用等により、<u>地方における担い手の確保</u>に取り組むことが課題である。 ○ 移住者の経済的負担を軽減することにより地方移住を後押しする大胆な施策として、地方創生推進交付金も活用し、支度金などの財政的な支援を行うべきである。(中略) その際、例えば移住者が、<u>本社が東京圏にある企業の支社等に就職する場合ではなく、その地域に本社のある企業に就職したり地域の資金循環に貢献が少ないフランチャイズ形態ではない起業をする場合に支援を行うなど、地域にお金が落ち、循環する仕組みとなるよう留意すべき</u>とされた創設時の指摘に沿った制度設計となっているのか検証を行った。 																																																																																																																																																																																																																																																		
<p>【図19】タイプ別実績の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>就業</th> <th>起業</th> <th>テレワーク</th> <th>関係人口</th> <th>執行額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1</td> <td>0.3</td> <td>123</td> <td>49</td> <td>74</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>1.2</td> <td>563</td> <td>147</td> <td>416</td> <td>4.8</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>4.8</td> <td>2,381</td> <td>269</td> <td>1,373</td> <td>11.1</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>11.1</td> <td>5,108</td> <td>787</td> <td>3,647</td> <td>21.9</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>21.9</td> <td>7,782</td> <td>1,595</td> <td>5,197</td> <td>21.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(単位: 人、億円)</p> <p>【図20】都道府県別実績 (令和4年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都道府県</th> <th>就業</th> <th>起業</th> <th>テレワーク</th> <th>関係人口</th> <th>テレワークタイプ支給実績の上位5県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td> <td>193</td> <td>74</td> <td>111</td> <td>210</td> <td>193</td> </tr> <tr> <td>青森県</td> <td>85</td> <td>55</td> <td>150</td> <td>255</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>岩手県</td> <td>109</td> <td>89</td> <td>320</td> <td>388</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td>宮城県</td> <td>105</td> <td>33</td> <td>144</td> <td>428</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>福島県</td> <td>77</td> <td>21</td> <td>351</td> <td>351</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>群馬県</td> <td>41</td> <td>15</td> <td>182</td> <td>534</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>栃木県</td> <td>57</td> <td>27</td> <td>77</td> <td>77</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>茨城県</td> <td>45</td> <td>21</td> <td>36</td> <td>36</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>長野県</td> <td>36</td> <td>21</td> <td>54</td> <td>54</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>35</td> <td>21</td> <td>63</td> <td>63</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>愛知県</td> <td>28</td> <td>8</td> <td>66</td> <td>66</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>岐阜県</td> <td>42</td> <td>7</td> <td>54</td> <td>54</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>三重県</td> <td>45</td> <td>15</td> <td>61</td> <td>61</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>36</td> <td>15</td> <td>70</td> <td>70</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>京都府</td> <td>21</td> <td>7</td> <td>66</td> <td>66</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>兵庫県</td> <td>57</td> <td>15</td> <td>66</td> <td>66</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>奈良県</td> <td>45</td> <td>15</td> <td>66</td> <td>66</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>和歌山县</td> <td>36</td> <td>15</td> <td>66</td> <td>66</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>鳥取県</td> <td>27</td> <td>8</td> <td>66</td> <td>66</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>島根県</td> <td>21</td> <td>8</td> <td>66</td> <td>66</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>岡山県</td> <td>35</td> <td>8</td> <td>66</td> <td>66</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>広島県</td> <td>21</td> <td>8</td> <td>66</td> <td>66</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>山口県</td> <td>35</td> <td>8</td> <td>66</td> <td>66</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>徳島県</td> <td>21</td> <td>8</td> <td>66</td> <td>66</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>香川県</td> <td>35</td> <td>8</td> <td>66</td> <td>66</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>愛媛県</td> <td>21</td> <td>8</td> <td>66</td> <td>66</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>高知県</td> <td>35</td> <td>8</td> <td>66</td> <td>66</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>福岡県</td> <td>21</td> <td>8</td> <td>66</td> <td>66</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>佐賀県</td> <td>35</td> <td>8</td> <td>66</td> <td>66</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>長崎県</td> <td>146</td> <td>28</td> <td>138</td> <td>138</td> <td>146</td> </tr> <tr> <td>熊本県</td> <td>130</td> <td>21</td> <td>83</td> <td>83</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>大分県</td> <td>21</td> <td>8</td> <td>83</td> <td>83</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>鹿児島県</td> <td>83</td> <td>21</td> <td>83</td> <td>83</td> <td>83</td> </tr> </tbody> </table> <p>(単位: 人)</p>			年度	就業	起業	テレワーク	関係人口	執行額	R1	0.3	123	49	74	1.2	R2	1.2	563	147	416	4.8	R3	4.8	2,381	269	1,373	11.1	R4	11.1	5,108	787	3,647	21.9	R5	21.9	7,782	1,595	5,197	21.9	都道府県	就業	起業	テレワーク	関係人口	テレワークタイプ支給実績の上位5県	北海道	193	74	111	210	193	青森県	85	55	150	255	85	岩手県	109	89	320	388	109	宮城県	105	33	144	428	105	福島県	77	21	351	351	77	群馬県	41	15	182	534	41	栃木県	57	27	77	77	57	茨城県	45	21	36	36	45	長野県	36	21	54	54	36	静岡県	35	21	63	63	35	愛知県	28	8	66	66	28	岐阜県	42	7	54	54	42	三重県	45	15	61	61	45	滋賀県	36	15	70	70	36	京都府	21	7	66	66	21	兵庫県	57	15	66	66	57	奈良県	45	15	66	66	45	和歌山县	36	15	66	66	36	鳥取県	27	8	66	66	27	島根県	21	8	66	66	21	岡山県	35	8	66	66	35	広島県	21	8	66	66	21	山口県	35	8	66	66	35	徳島県	21	8	66	66	21	香川県	35	8	66	66	35	愛媛県	21	8	66	66	21	高知県	35	8	66	66	35	福岡県	21	8	66	66	21	佐賀県	35	8	66	66	35	長崎県	146	28	138	138	146	熊本県	130	21	83	83	130	大分県	21	8	83	83	21	鹿児島県	83	21	83	83	83
年度	就業	起業	テレワーク	関係人口	執行額																																																																																																																																																																																																																																													
R1	0.3	123	49	74	1.2																																																																																																																																																																																																																																													
R2	1.2	563	147	416	4.8																																																																																																																																																																																																																																													
R3	4.8	2,381	269	1,373	11.1																																																																																																																																																																																																																																													
R4	11.1	5,108	787	3,647	21.9																																																																																																																																																																																																																																													
R5	21.9	7,782	1,595	5,197	21.9																																																																																																																																																																																																																																													
都道府県	就業	起業	テレワーク	関係人口	テレワークタイプ支給実績の上位5県																																																																																																																																																																																																																																													
北海道	193	74	111	210	193																																																																																																																																																																																																																																													
青森県	85	55	150	255	85																																																																																																																																																																																																																																													
岩手県	109	89	320	388	109																																																																																																																																																																																																																																													
宮城県	105	33	144	428	105																																																																																																																																																																																																																																													
福島県	77	21	351	351	77																																																																																																																																																																																																																																													
群馬県	41	15	182	534	41																																																																																																																																																																																																																																													
栃木県	57	27	77	77	57																																																																																																																																																																																																																																													
茨城県	45	21	36	36	45																																																																																																																																																																																																																																													
長野県	36	21	54	54	36																																																																																																																																																																																																																																													
静岡県	35	21	63	63	35																																																																																																																																																																																																																																													
愛知県	28	8	66	66	28																																																																																																																																																																																																																																													
岐阜県	42	7	54	54	42																																																																																																																																																																																																																																													
三重県	45	15	61	61	45																																																																																																																																																																																																																																													
滋賀県	36	15	70	70	36																																																																																																																																																																																																																																													
京都府	21	7	66	66	21																																																																																																																																																																																																																																													
兵庫県	57	15	66	66	57																																																																																																																																																																																																																																													
奈良県	45	15	66	66	45																																																																																																																																																																																																																																													
和歌山县	36	15	66	66	36																																																																																																																																																																																																																																													
鳥取県	27	8	66	66	27																																																																																																																																																																																																																																													
島根県	21	8	66	66	21																																																																																																																																																																																																																																													
岡山県	35	8	66	66	35																																																																																																																																																																																																																																													
広島県	21	8	66	66	21																																																																																																																																																																																																																																													
山口県	35	8	66	66	35																																																																																																																																																																																																																																													
徳島県	21	8	66	66	21																																																																																																																																																																																																																																													
香川県	35	8	66	66	35																																																																																																																																																																																																																																													
愛媛県	21	8	66	66	21																																																																																																																																																																																																																																													
高知県	35	8	66	66	35																																																																																																																																																																																																																																													
福岡県	21	8	66	66	21																																																																																																																																																																																																																																													
佐賀県	35	8	66	66	35																																																																																																																																																																																																																																													
長崎県	146	28	138	138	146																																																																																																																																																																																																																																													
熊本県	130	21	83	83	130																																																																																																																																																																																																																																													
大分県	21	8	83	83	21																																																																																																																																																																																																																																													
鹿児島県	83	21	83	83	83																																																																																																																																																																																																																																													

総括調査票

調査事案名 (1) デジタル田園都市国家構想交付金 (デジタル実装タイプ・地方創生推進タイプ (うち移住・起業・就業型))

②調査の視点

1. テレワークタイプについて

テレワークタイプについて、移住前の業務を継続して実施する仕組みとなっているが、事業創設時の趣旨に沿ったものとなっているか検証した。

2. 関係人口タイプについて

関係人口タイプの要件は、国から統一的な要件を指定せず、各自治体の裁量で定義することとしているが、事業創設時の趣旨に沿った要件が設定されているか調査を行った。

3. 要件遵守状況の確認について

定住を促すため、移住先において5年以上居住することや、就業タイプでは、移住から1年以上就業することを要件としているが、その要件遵守状況を把握しているか調査を行った。

【調査対象年度】

・令和3年度

・令和4年度

【調査対象先数】

1,742自治体のうち回答のあった1,420自治体

③調査結果及びその分析

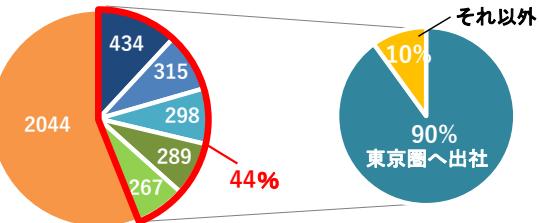
1. テレワークタイプについて

- テレワークタイプによる移住実績が多い自治体は、東京圏周辺に偏在しているが【図20】、移住実績の上位5県における移住者の出社先を調査したところ、約9割の出社先が東京圏であった【図21】。
※ 調査対象は、静岡県、茨城県、栃木県、長野県、群馬県の5県であり、テレワークタイプにおける移住実績の約4割を占めている。
- また、約6割の自治体が、テレワークタイプの要件である移住先で生活し、仕事をすること、すなわち移住先で週3日以上を目標にテレワークを実施することの遵守状況を把握していなかった【図22】。
- テレワークタイプは、移住前の業務を継続しているため、「地域の担い手不足の解消」には資していない。また、週3日以上テレワークを実施することが要件となっているが、残りの勤務日は東京圏へ出社することが可能なため、他の要件と比較すると「東京一極集中の是正」や「地域にお金が落ち、循環する仕組み」とはなっていない。さらに、自治体における勤務状況の把握が不十分であり、実効性の確保がなされていないが、テレワークタイプの支援金単価は他のタイプ(要件)と同額に設定されている。

【図21】テレワークタイプによる移住実績上位の道府県における出社先について

(単位：人)

- 静岡県
- 茨城県
- 栃木県
- 長野県
- 群馬県
- その他



【図22】移住者の勤務状況に関する自治体の把握状況



2. 関係人口タイプについて

- 関係人口タイプでは、各自治体におけるまちづくりの方針や産業構造など地域の実情を踏まえ、支援する就業エリアの設定や就業タイプ等の対象となる職種を支援対象とするなど【表5】、より効果的に「地域における担い手確保」等に資する要件を設定している自治体が見受けられた。一方で、約半数の自治体では、就業や起業に係る要件を設定せず、自治体のSNSに登録すれば支援対象とするなど「地域における担い手の確保」と無関係でも支援対象としていた。

※ 就業タイプは各道府県のマッチングサイトを経由して就業する必要がある。

【表5】関係人口タイプとして設定されている要件の例

- 主要路線沿線である市中心部に人口が集中し、人口が増加している一方で、その周辺市街地の過疎化が加速していることを踏まえ、周辺市街地のみを支援エリアに設定
- 基幹産業である農業従事者の減少等を踏まえ、就農者を支援対象に設定（就業タイプでは就農者は支援対象外）

3. 要件遵守状況の確認について

- 約3割の自治体は、移住後の居住に係る要件の遵守状況を担保するために、国が求めている、転出に伴う住民票の異動申請の際に支援金受給者であるかの確認を行っていなかった。
- 約7割の自治体では、上記の確認は行っていたが、そのうち約半数の自治体は、移住者が実際に移住先で生活しているかの居住実態の確認までは行っていなかった。
- 各自治体は、移住先で1年間就業を継続したことの確認を申請から1年以内に行えばよいこととされており、必ずしも移住者が1年間就業を継続していたかの確認を担保する仕組みとはなっていない。また、約4割の自治体は1年以内の就業継続の確認を実施していなかった。

④今後の改善点・検討の方向性

1. テレワークタイプについて

テレワークタイプは、就業・起業タイプと比較すると「地域の担い手確保」といった事業創設時の目的には資していないとも考えられるが、制度創設時の趣旨も踏まえた効果的な支援の在り方を検討すべき。

また、移住者への支援金支給要件であるテレワークの実施状況を自治体が把握するよう早急に対応すべき。

2. 関係人口タイプについて

これまでの設定事例も踏まえつつ、事業創設時の趣旨である「地域の担い手確保」等の目的に沿った要件となるようにすべき。

また、国において、各自治体の設定している要件を把握した上で、事業創設時の趣旨に沿った、効果的な要件の例を周知すべき。

3. 要件遵守状況の確認について

各自治体が要件の遵守状況を適切に確認する仕組みとし、自治体による確認を徹底させるべき。